

第五号議案

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則等の一部改正について
指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十三日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則等の一部を改正する規則
(指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の一部改正)

第一条 指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則(平成二十年大分県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二第五項及び第六項」を「第二十五条第五項及び第六項」に改める。

第三条第一項中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改める。
第七条第一項中「第二十五条の二第四項」を「第二十五条第四項」に改める。

(教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正)
第二条 教育職員免許状の更新等に関する規則(平成二十一年大分県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五号様式の(裏面)及び第九号様式の(裏面)中「~~第 25 条~~」を「~~第 25 条~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

提案理由

教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則（平成二十年大分県教育委員会規則第十八号）新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。）第二十五条第五項及び第六項の規定に基づき、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切な教員の認定等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 （略）</p> <p>（申請）</p> <p>第三条 県教育委員会は、申請により、法第二十五条第一項の規定による認定（第五条及び第六条において「認定」という。）を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第四条 第六条 （略）</p> <p>（指導の改善の程度に関する認定の手続）</p> <p>第七条 県教育委員会は、法第二十五条第四項の規定を行うときは、当該認定に係る教員の同条第一項に規定する指導改善研修の状況及び成果等について、これらを記載した書面を確認する方法並びに第四条第二号及び第三号に規定する方法により事実の確認を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第八条 第九条 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。）第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づき、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切な教員の認定等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 （略）</p> <p>（申請）</p> <p>第三条 県教育委員会は、申請により、法第二十五条の二第一項の規定による認定（第五条及び第六条において「認定」という。）を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第四条 第六条 （略）</p> <p>（指導の改善の程度に関する認定の手続）</p> <p>第七条 県教育委員会は、法第二十五条の二第四項の規定を行うときは、当該認定に係る教員の同条第一項に規定する指導改善研修の状況及び成果等について、これらを記載した書面を確認する方法並びに第四条第二号及び第三号に規定する方法により事実の確認を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第八条 第九条 （略）</p>

教育職員免許状の更新等に関する規則（平成二十一年大分県教育委員会規則第五号）新旧対照表（案）

改正案

現行

第一号様式～第十一号様式（略）

第一号様式～第十一号様式（略）

第 1 号様式～第 4 号様式（略）

第 1 号様式～第 4 号様式（略）

第 5 号様式（第 7 条関係）
有効期間の延長に関する証明書
【延長を受けようとする者】

第 5 号様式（第 7 条関係）
有効期間の延長に関する証明書
【延長を受けようとする者】

氏名	生年月日	年	月	日	～	年	月	日	本籍地		
勤務校・機関											
延長事由（裏面を参照のうえ、具体的に記述すること。）											
延長事由の期間					年	月	日	～	年	月	日
教育職員として任命され、又は雇用された日 （教員となった日から有効期間の満了の日までの 期間が 2 年 2 月未満であることを事由とする場 合のみ記入） 上欄「延長事由の期間」への記入は不要											

氏名	生年月日	年	月	日	～	年	月	日	本籍地		
勤務校・機関											
延長事由（裏面を参照のうえ、具体的に記述すること。）											
延長事由の期間					年	月	日	～	年	月	日
教育職員として任命され、又は雇用された日 （教員となった日から有効期間の満了の日までの 期間が 2 年 2 月未満であることを事由とする場 合のみ記入） 上欄「延長事由の期間」への記入は不要											

上記のとおり相違ないことを証明する。

上記のとおり相違ないことを証明する。

証明者（職氏名、機関名等）

証明者（職氏名、機関名等）

印

印

【注意事項】

【注意事項】

- ・証明者は、延長事由を証明し得る者・公的機関等とすること。
- ・証明者の記名・押印に代えて、延長事由及びその期間を確認し得る証明書の添付も可

- ・証明者は、延長事由を証明し得る者・公的機関等とすること。
- ・証明者の記名・押印に代えて、延長事由及びその期間を確認し得る証明書の添付も可

(裏面)

有効期間の延長に関する根拠規定

教育職員免許法第9条の3	
第4項	前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であって教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項に規定する指導改善研修(以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。)を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。
教育職員免許法施行規則第61条の5	
第1号	心身の故障若しくは刑事事件に關し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上 の病氣休暇(90日未滿の病氣休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。
第2号	地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となつていること。
第3号	海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。
第4号	外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。
第5号	大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相當する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること(取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状(教育職員免許法別表第3、別表第5、別表第6、別表第6の2又は別表第7の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされる免許状をいう。)を有している者に限る。)
第6号	教育職員として任命され、又は雇用された日から普通免許状又は特別免許状の有効期間の滿了の日までの期間が2年2月未滿であること。
第7号	前各号に掲げる事由のほか、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること。

(裏面)

有効期間の延長に関する根拠規定

教育職員免許法第9条の3	
第4号	前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であって教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条の2第1項に規定する指導改善研修(以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。)を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。
教育職員免許法施行規則第61条の5	
第1号	心身の故障若しくは刑事事件に關し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上 の病氣休暇(90日未滿の病氣休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。
第2号	地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となつていること。
第3号	海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。
第4号	外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。
第5号	大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相當する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること(取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状(教育職員免許法別表第3、別表第5、別表第6、別表第6の2又は別表第7の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされる免許状をいう。)を有している者に限る。)
第6号	教育職員として任命され、又は雇用された日から普通免許状又は特別免許状の有効期間の滿了の日までの期間が2年2月未滿であること。
第7号	前各号に掲げる事由のほか、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること。

第 6 号 様 式 ～ 第 8 号 様 式 (略)

第 9 号 様 式 (第 10 条 関 係)

修了確認期限の延期に関する証明書

【延期を受けようとする者】

氏名	生年月日	年	月	日	本籍地				
勤務校・機関									
延期事由 (裏面を参照のうえ、具体的に記述すること。)									
延期事由の期間	年	月	日	～	年	月	日		
教育職員として任命され、又は雇用された日 (教員となった日から修了確認期限までの期間 が2年2月未満であることを事由とする場合の み記入)				年				月	日
上欄「延期事由の期間」への記入は不要									

上記のとおり相違ないことを証明する。

証明者 (職 氏 名、機 関 名 等)

印

【注意事項】

- ・証明者は、延期事由を証明し得る者・公的機関等とすること。
- ・証明者の記名・押印に代えて、延期事由及びその期間を確認し得る証明書の添付も可

第 6 号 様 式 ～ 第 8 号 様 式 (略)

第 9 号 様 式 (第 10 条 関 係)

修了確認期限の延期に関する証明書

【延期を受けようとする者】

氏名	生年月日	年	月	日	本籍地				
勤務校・機関									
延期事由 (裏面を参照のうえ、具体的に記述すること。)									
延期事由の期間	年	月	日	～	年	月	日		
教育職員として任命され、又は雇用された日 (教員となった日から修了確認期限までの期間 が2年2月未満であることを事由とする場合の み記入)				年				月	日
上欄「延期事由の期間」への記入は不要									

上記のとおり相違ないことを証明する。

証明者 (職 氏 名、機 関 名 等)

印

【注意事項】

- ・証明者は、延期事由を証明し得る者・公的機関等とすること。
- ・証明者の記名・押印に代えて、延期事由及びその期間を確認し得る証明書の添付も可

(裏面)

修了確認期限の延期に関する根拠規定

教育職員免許法第9条の3	
第4項	前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であって教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項に規定する指導改善研修(以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。)を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条第1項	
第1号	心身の故障若しくは刑事事件に關し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上 の病氣休職(90日未滿の病氣休職で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。)、産前及び産後の休職、育児休業又は介護休業の期間中であること。
第2号	地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となつていること。
第3号	海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。
第4号	外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。
第5号	大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること(取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状(教育職員免許法別表第3、別表第5、別表第6、別表第6の2又は別表第7の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされる免許状をいう。)を有している者に限る。)
第6号	教育職員として任命され、又は雇用された日から改正法附則第2条第3項に規定する修了確認期限(以下単に「修了確認期限」という。)までの期間が2年2月未滿であること。
第7号	前各号に掲げる事由のほか、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること。

(裏面)

修了確認期限の延期に関する根拠規定

教育職員免許法第9条の3	
第4項	前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であって教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条の2第1項に規定する指導改善研修(以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。)を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条第1項	
第1号	心身の故障若しくは刑事事件に關し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上 の病氣休職(90日未滿の病氣休職で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。)、産前及び産後の休職、育児休業又は介護休業の期間中であること。
第2号	地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となつていること。
第3号	海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。
第4号	外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。
第5号	大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること(取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状(教育職員免許法別表第3、別表第5、別表第6、別表第6の2又は別表第7の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされる免許状をいう。)を有している者に限る。)
第6号	教育職員として任命され、又は雇用された日から改正法附則第2条第3項に規定する修了確認期限(以下単に「修了確認期限」という。)までの期間が2年2月未滿であること。
第7号	前各号に掲げる事由のほか、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること。

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第7条第2項		教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第7条第2項	
第1号	改正法附則第2条第2項に規定する旧免許状所持現職教員（以下単に「旧免許状所持現職教員」という。）が平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。	第1号	改正法附則第2条第2項に規定する旧免許状所持現職教員（以下単に「旧免許状所持現職教員」という。）が平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。
第2号	修了確認期限が、旧免許状所持現職教員の有する普通免許状又は特別免許状の授与の日の翌日から起算して10年を超えない日であること（前号に該当する者を除く。）。	第2号	修了確認期限が、旧免許状所持現職教員の有する普通免許状又は特別免許状の授与の日の翌日から起算して10年を超えない日であること（前号に該当する者を除く。）。
第3号	附則第5条第1項第1号に掲げる者（平成22年の末日において免許状更新講習の課程を修了していないものに限る。）であること。	第3号	附則第5条第1項第1号に掲げる者（平成22年の末日において免許状更新講習の課程を修了していないものに限る。）であること。
附則第5条第1項第1号に掲げる者とは、修了確認期限が平成23年3月31日である者を指す。		附則第5条第1項第1号に掲げる者とは、修了確認期限が平成23年3月31日である者を指す。	
第10号様式～第11号様式（略）		第10号様式～第11号様式（略）	

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要

趣 旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

1. 教育公務員特例法の一部改正

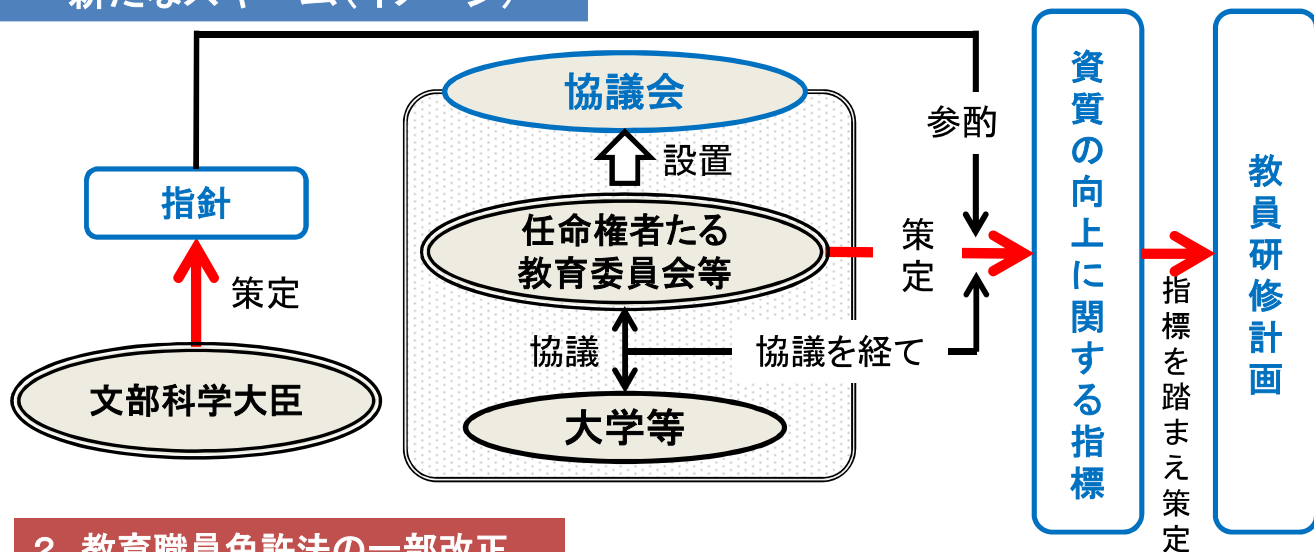
(1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備

- ・**文部科学大臣**は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための**必要な指針を策定**する。
- ・**教員等の任命権者(教育委員会等)**は、教育委員会と関係大学等とで構成する**協議会を組織**し、指標に関する協議等を行い、**指針を参酌しつつ**、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための**必要な指標を定める**とともに、指標を踏まえた**教員研修計画を定める**ものとする。

(2) 十年経験者研修の見直し

十年経験者研修を**中堅教諭等資質向上研修に改め**、**実施時期の弾力化**を図るとともに、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための**研修**とする。

新たなスキーム(イメージ)



2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を**統合し**、**外国語の小学校特別免許状を創設**する。

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に**必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及**、**任命権者が指標を定めようとする際の助言**並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を「**独立行政法人教職員支援機構**」に改める。

4. 施行期日

平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)